

IT-ADR料金規程

(基準額)

第1条 申立人及び被申立人がIT-ADRセンターに支払うべき料金算定の基礎となる基準額（以下「基準額」という。）は、次のとおりとする。

紛争の請求額	基準額
300万円以下の部分	600,000円
300万円を超え3000万円以下の部分	請求額の10.0%
3000万円を超え3億円以下の部分	請求額の5.0%
3億円を超える部分	請求額の3.0%

- 2 案件の請求額を算定できない場合、IT-ADRセンター長は、問診手続の結果を受けて、事案の性質、背景、当事者の事情その他の事情を勘案して、一定の額を案件の請求額とみなして前項の基準額を算定することができるものとする。

(問診費用)

第2条 申立人及び被申立人は、IT-ADRセンターに対し、問診手続にあたり、問診費用としてそれぞれ50,000円を支払うものとする。

(審理費用)

第3条 申立人及び被申立人は、IT-ADRセンターに対し、IT-ADRセンターと申立人及び被申立人双方との間でIT-ADR委任契約が成立した後すみやかに、審理費用としてそれぞれ請求金額に対応する基準額を支払うものとする。

- 2 IT-ADRセンターは、申立人及び被申立人の双方から審理費用の支払を受けた後、審理を開始するものとする。
- 3 申立人又は被申立人が前項の審理費用を支払った後に、申立人が請求を増額又は追加したときは、IT-ADRセンターは、増額分又は追加分に該当する審理費用の支払を受けた後、増額又は追加分の請求についての審理を開始するものとする。
- 4 一方当事者の責めに帰すべき事由により、計画審理の変更を余儀なくされた場合には、IT-ADRセンターは、当該当事者に対して、費用負担を求めることができるものとする。
- 5 審理の開始から終了までの間に当事者の一方が相手方の同意なしにIT-ADRの手続から離脱した場合、IT-ADRセンターは、相手方に対し、既に支払われた審理費用の5割を上限として返還するものとする。

(反対請求の申立についての適用)

第4条 前三条の規定は、被申立人による反対請求の申立について適用するものとする。

(消費税等)

第5条 申立人及び被申立人は、金員支払の際、別途消費税及び地方消費税の相当額を支払うものとする。

(諸費用)

第6条 申立人及び被申立人は、IT-ADRセンターに対し、IT-ADRセンターの求めに応じ、IT-ADRに必要な通訳、翻訳、鑑定等の費用、ADR委員等が出張したときの旅費、日当及び宿泊費、その他の諸費用の概算額を、均等の負担割合で支払うものとする。

2 IT-ADRの手續終了後、IT-ADRセンターは、申立人及び被申立人との間で、前項の費用について実額にて精算するものとする。

附則

(施行期日) 本規程は、2008年9月1日から施行する。